

日本語版

【出入国在留管理庁からのお知らせ】(20230612)

【特別高度人材制度がはじまりました！】

「高度専門職」の在留資格に興味がある方！

今年4月から、特別高度人材制度（J-Skip）が新たに始まりました。

これまでの高度人材ポイント制とは異なり、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば「高度専門職」の在留資格が得られ“特別高度人材”として今よりも拡充した優遇措置を受けられるようになりました。

詳細はこちら→

https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00009.html

【未来創造人材制度がはじまりました！】

日本での就職を目指す方！日本で起業したい方！

今年4月から、未来創造人材制度（J-Find）が新たに始まりました。

日本で「就職活動」又は「起業準備活動」を行う場合、優秀な海外大学を卒業した方等であれば、「特定活動」（未来創造人材）の在留資格で、最長2年間の在留が可能となりました。

詳細はこちら→ <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities51.html>

※登録情報の変更はこちら

（この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。）

※登録の解除はこちら

（この URL は、登録者個人により異なるため、省略します。）

※登録情報の変更及び登録解除の URL は本日から 90 日間有効です。

有効期間を過ぎた場合、こちらから再発行願います。

https://mail.isa.go.jp/m/ja_urlreissue

※なお、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

03-3580-4111（代表）